

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 国立大学法人群馬大学行動計画

女性教職員もその能力を存分に発揮し活躍でき、誰もが快適に働ける職場環境を作り、学内の男女共同参画を一層推進するために、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの 2年間

2 内容

目標1 教員に占める女性比率20%以上を確保する。

《《 対策 》》

令和2年度から 女性教員採用促進にむけて、学系ごとの目標値を定めた採用計画に引き続き取り組む。

目標2 役員に占める女性比率12.5%以上を確保する。

《《 対策 》》

令和2年度から 先進的な取組をする関係機関の女性役員等を講師に招き、研修を実施する。

目標3 管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。

《《 対策 》》

令和2年度から 女性職員(非常勤職員を含む)のリーダーシップやキャリアデザインに関する研修を実施する。

目標4 仕事と子育てや介護を両立するための職場環境の充実を図る。

《《 対策 》》

令和2年後から ダイバーシティ推進センターやまゆだま広場での支援を充実させる。

目標5 所定外労働の削減を図る。

《《 対策 》》

令和2年度から 教職員に所定外労働の削減に資する研修を実施するとともに会議等を通じて管理監督者及び教職員に所定外労働削減に関する意識啓発を図る。